

令和3年（ネ）第151号 福島原発避難者損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 菅野清一 外294名

控訴人（一審原告） 28名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

## 控訴準備書面（4）

2022（令和4）年8月8日

仙台高等裁判所第3民事部 御中



一審原告ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 利孝

同 広田 次男

同 鈴木 勇博

同 米倉 勉

同 宮腰 直子

同 高橋 右京

外



本書面は、故郷剥奪損害の重大性に関し、2022年6月関礼子教授意見書（甲B37、以下「意見書」という。）を踏まえ、一審原告らの主張する「ふるさと」が、本件事故による放射能汚染により不可逆的に剥奪されて以来、強制避難指示解除（2017年3月31日）から5年以上経過した現在においてもなお剥奪されたままであり、今後も元に戻すことができないこと、及び、「復興」の名の下に惨事便乗型資本主義によって一審原告ら山木屋住民のレジリエンス（回復力）が奪われるという更なる被害が生じていることについて論じる。

## 第1 従前の主張立証について

- 1 一審原告らは、原審において、一審原告らが主張する「ふるさと」について、関礼子教授（立教大学、環境社会学）の調査研究を参考にして、次のとおり主張立証を行った。
  - 2 2019（令和元）年7月31日付準備書面(433)及び2020（令和2）年2月5日付準備書面(461)において、一審原告らが故郷剥奪損害として主張するところの「ふるさと」の実質的意味およびその内実について論じ、強制避難指示解除から2年ないし3年経過しても山木屋地区の「ふるさと」は剥奪されたままであることを主張し、その証拠として、関教授が2018年～2019年に行った調査結果に基づく2019年5月意見書（甲A675）及び関教授による追加調査を補充した2020年1月意見書（甲A679）を提出した。
  - 3 また、2019（令和元）年10月23日実施の現地進行協議において、関礼子教授に指示説明者として協力を求め（甲A677関礼子説明文）、その現地進行協議結果を同年12月11日付報告書（甲A678）にまとめ提出した。
  - 4 さらに、2020（令和2）年8月21年準備書面（536）において、一審原告らが剥奪された「ふるさと」の意味及びその重大性についての主張を補充し、その証拠として、本件訴訟と同様に故郷喪失損害が争点となった原発避難者訴訟第1陣の控訴審（仙台高等裁判所平成30年（ネ）第164号）において提出された関礼子教授の2019年8月付意見書（甲A680）及び実施された証人尋問調書（甲A681）を提出した。
  - 5 これらの主張立証については、各書面を参照されたい。

## 第2 「ふるさと剥奪」の意味

- 1 「土地に根ざして生きる権利」の侵害（意見書6頁）

一審原告らは、本件事故により「土地に根ざして生きる権利」を侵害された。

「土地に根ざして生きる権利」とは、一審原告らが主張してきた包括的平穏生活権に地域固有の時間と空間の座標軸を埋め込んだものである。

「土地に根ざす」とは、生業を営み、その土地の風土のなかで培われた慣習や文化、歴史や持続性を継いでいくことである。「生きる」とは、生命を維持し、生活を営み、人生を全うすることであるから、「土地に根ざして生きる権利」は、「ふるさとの権利」であると同時に、生命、生活、人生を意味する「life のための権利」である。より被害実態に近いところから見ると、全人格的・全生活的な権利である「包括的平穏生活権」に、時間と空間の座標軸を組み込んだものが＜土地に根ざして生きる権利＝ふるさとの権利＝life のための権利＞となる。

「ふるさと」の法益とは、幸福追求権や生存権、居住権や平穏生活権、平和的生存権や環境権、健康権や家族の権利など、憲法上の権利であると同時に、国際法上認められた権利を包含する「複数形の人権（human rights）」侵害にかかわる問題なのである。

## 2 根こそぎの権利侵害（意見書9頁）

一般的な避難であれば、避難は不自由で苦痛であっても、避難が終了すればもとの生活を回復することが期待できる。一般的な避難であれば、避難を終えればもとの共同性との接続が可能である。

過去の事例には、廃棄物処分場の火災による避難（2007年3月14日那覇地裁判決）や擁壁崩落、地滑り事故による住民避難があるが、これらは地域の共同性そのものを解体し、あるいは無力化させるような事例ではなかった。1999年の東海村JCO臨界事故でも周辺住民が3日間の避難を求められたが、「ふるさと剥奪」に類する被害は問題になっていない。

過去の事例では、避難によって生活が「根こそぎ奪われたという侵害態様」は想像し得なかつたし、事実、原子力損害賠償紛争審査会が慰謝料算定で参考にした避難の判例は、地域の共同性を壊すまでの広域的かつ全面的な事象を伴うものではなかつた。

過去に類例のない甚大な公害被害をもたらした福島原発事故だからこそ、従来の避難では想像できなかつた「根こそぎ奪われたという侵害態様」として「ふるさと剥奪」被害が問題になつてゐるのである。

### 3 「ふるさと剥奪」が意味するもの（意見書 10 頁）

「ふるさと剥奪」は、第 1 に<加害一被害>関係を前提とした概念であり、第 2 に土地に根ざして生きる人が根ざす場所=「ふるさと」を奪われたことを問題としている。

「ふるさと」とは、人と自然とのかかわり、人と人とのつながり、その永続性や持続性への願いと信頼が、三位一体になった場所である。さらに、「ふるさと」とは、かかわりとつながりが生活や文化、歴史や伝統として編み込まれた場所であり、そこで生きる人々がかかわりとつながりを編み足しながら、生活や文化、歴史や伝統を継いでいく場所である。

つまり、「ふるさと剥奪」は、ムラやイエイエが紡いできた共同性、生活や人間関係、文化や歴史の共同性の瓦解を問題にしているのである（10 頁）。

本件事故は「ふるさと」を「根こそぎ」剥奪した。上述したとおり「根こそぎ」被害は、過去の事故避難事例では経験したことがない。原子力発電所爆発事故という広範囲に高放射能をまき散らして汚染するという形態の事故だからこそ発生したものであり、人と自然の関わり及び人と人の繋がりが長い時間をかけて紡いできた社会的文化的な地域の共同性というべき「ふるさと」が理不尽に「根こそぎ」奪われたことの重大性を真剣に見据える必要がある。

こうした共同性の破壊は、個々人の私有財産の破壊にとどまらない「ふるさと」という重要な過去から未来にわたる地域共同体に属する人々の共有財産の破壊であり、一旦壊されると二度と入手することの不可能な共有財産の破壊である。

## 第3 強制避難指示解除から5年以上経過した現在においても故郷剥奪損害は続いていること

### 1 事故前の山木屋の姿

(1) 「ふるさと剥奪」損害を明確にするには、本件事故の前後で山木屋での生活の落差を見る必要がある。

(2) 山木屋地区は、阿武隈高地に位置する中山間地域である。口太川に沿って走る国道 114 号線（富岡街道）は、西は川俣町小綱木に、東は浪江町津島に続

く。冬は寒冷で、近隣地域と比べても気象条件が厳しい。中心部には、幼稚園、小学校、中学校、役場出張所、駐在所、郵便局、八坂神社、真福寺（曹洞宗）と、集落の基本的なニーズを満たす社会基盤があった。

(3) 1955年に町村合併して川俣町山木屋（やまきや）になる以前は、安達郡山木屋（やまこや）村であった。近世から続く自然村である。山木屋史でもある小学校創立百年記念誌『山木屋——教育百年と歴史』（甲A227、以下「百年史」）は、貧困と構造的差別に抵抗する地域づくりの核として教育を位置付けている。編者のひとり、梅宮茂はこの百年史を「自然と不当の行政に虐げられた山村教育の白書であり、へき地住民のささやかな抵抗の歴史」であると位置づけ、次のように述べる。

「山木屋百年史は高冷地、山村という自然と闘ってきた教育文化史であり、辺鄙の地であるが故に、教育の機会均等から疎外され、都市中心的な行政から放置された教育番外地であり、村自体はその日の生活にもことなく貧困な人々の集団であった。

こうした悪条件と不合理の、行政から疎外された山村辺地が如何にして今日の百年史を迎えたか、欠食に悩む児童とその家族の生活が、給料の遅配にあえぐ教育者等が、あらゆる困難に立向い（ママ）、克服しながら美しい自然と調和した校舎を建築し、環境の整備に奉仕し、山木屋方式の「へき地教育」が創み出され、都会や平地の子弟に伍して堂々と肩を並べ、時には予想もされない晴の舞台に登場し、山の子特有の不撓不屈の精神を発揮して、自由闊達な活動を展開し、参観者が跡を断たなかつた学校を造った。」

(4) 「冷害の村山木屋」が大きな変貌を遂げるのは、町村合併後の 1960 年代半ば以降、道路の整備や田畠の基盤整備事業等が行われ、山木屋方式の教育が実を結んでいく頃である。その変化は、風土の自然に適した変化であった。

百年史は、「山木屋の変革は、自然が損なはれない事点で、風土に即した変容であった」「空と水と緑は相變らず美しい。公害が及んでいないのが何よりも嬉しいことである」「山木屋の未来は明るい。将来性が約束されている。可能性を多分に秘めた地域である」と記し、「教育二百年史が編纂される時点の、山木屋は一体どんな『むら』になっているのであろうか」と締めくくっている。

記念誌の発行から僅か35年、それぞれが人生をかけ、いわば「山木屋人の心意気」で築き上げてきたすべてが、まるごと剥奪されてしまった。

## 2 強制避難解除後の山木屋の姿

(1) 福島原発事故の発生から1ヶ月以上たった2011年4月22日、高線量下にあった山木屋は隣接する飯舘村、浪江町津島地区等とともに計画的避難区域に設定された。居住制限区域と避難指示解除準備区域に再編されたのは、2013年8月8日であった。2015年8月31日からは避難指示解除に向けた準備宿泊が始まり、2017年3月31日に避難指示は解除された。

避難指示区域は、年間追加被ばく線量20ミリシーベルト基準で避難指示が解除される。いうまでもなく、20ミリシーベルトは、避難指示区域外の人々、特に子どもや妊産婦の生活に大きな問題を投げかけ、その妥当性が問われてきた基準である。

(2) 山木屋地区では、避難指示が解除されたとしても帰還できない理由として、①放射能汚染や原発の安全性への不安、②除染基準や除染範囲の問題、③営農再開の困難や仕事の問題、④除染廃棄物の仮置き場の撤去問題、⑤生活に必要なインフラ復旧の目途がたっていない、⑥どの程度の住民が帰還するかわからない、⑦家族（子世代・孫世代）の仕事・学校の問題などが語られてきた。

そのため、帰還者は地域の守り手になりうる「元気な」高齢者が中心になる。地域パトロールや環境整備のための草刈り、伝統行事の復活など、復興のために奮闘してきたのは、リタイア後の高齢者層を中心であった。

### (3) 山木屋の人口動態と「ふるさと」の状況（意見書12頁）

2011年3月の住民基本台帳によると、山木屋の人口は1241人（358世帯）であった。

2019年3月段階での居住者（帰還者）は319人（145世帯）、直近の2022年5月は334人（159世帯）である（川俣町ホームページによる）。

2019年3月段階で、山木屋に帰還した人も、帰還を迷っている人も、帰還しないと決めた人も、「そこには以前のような山木屋はない」と語った。自然とかかわる日常生活は奪われたままで（人と自然とのかかわりの困難），“結

い”に特徴づけられるような人間関係も変化し（人と人とのつながりの希薄化）、この先、「ムラがなくなって終わり」（集落の持続不可能性）という状況が案じられていた。避難指示解除 2 年後に、家郷とも家山とも換言しうる「ふるさと」を取り戻せたとは、とてもいえない状況であった。この状況は、2022 年段階も同様であるどころか、むしろ深化してきている。

地域のアイデンティティを表象し、山木屋復興のシンボル的な位置づけがなされた三匹獅子舞、田んぼリンク、小・中学校の再開は、すべてムラの永続にかかわり、ムラの次世代育成という点で相互に関連しているものであるが、次に述べるとおり、いずれも避難指示解除後の「復興」の掛け声とは裏腹に、山木屋のアイデンティティの消滅を表象している。

#### (4) 三匹獅子舞の「復活」と氏子組織の縮小（意見書 12~14 頁）

山木屋の三匹獅子舞は川俣町指定（1964 年）の無形文化財である。戦時中も途絶えることなく八坂神社に奉納されてきたが、原発事故で避難指示を受け途絶えた。

2017 年、避難指示の解除に伴い、7 年ぶりに三匹獅子舞が復活した。

「復興への大きな一歩」と期待されたが、道具の管理や練習の世話を担う大世話人を定める「宿」制度は復活せず、神社までの行列も行われなかった。獅子 3 匹と先導役「筅（ささら）」は、町外に住む 25~38 歳の男性 4 人が務め、舞台に子どもの姿はなかった。

三匹獅子舞は上組と下組とで交互に行われる。下組が当番の 2018 年は、小学生 3 人が八坂神社に三匹獅子舞を奉納した。本件事故以来、小中学生による奉納は初めてで、8 年ぶりであった。

まだ避難指示が出ていた 2015 年、八坂神社獅子舞保存会長は避難解除になつたら三匹獅子舞を再開したいと語り、山木屋の住民にとって三匹獅子舞の復活は必須であった。当時は、解除後に以前のような山木屋が取り戻せるという希望があった。

避難前には、氏子みんなが寄付をし、みんなが舞を見守り、地域の一体感があった。獅子舞は山木屋地区になくてはならないもので、獅子に選ばれるの

も、「宿」を引き受けるのも名誉なことであった。

しかし、避難指示解除後は違った。氏子会の約3分の1（約100戸）からは「休ませてください」と寄付が集まらず、寄付金を出していない氏子は祭を見に来なかつた。「ふるさとを守りたくても守りきれない」ことを住民は思い知らされ衝撃を受けた。

#### （5）放置される民俗の神々（意見書14～15頁）

2022年段階になると、新型コロナの影響もあって、三匹獅子舞は再び中断を余儀なくされた。氏子組織の縮小や育成すべき後継者（子ども）の不在に加えて、神主と氏子の間でもめごとが起り、八坂神社の今後の維持・存続にはますます問題が山積してきている。

このような状況であるから、原発事故後に再開されなかつた雷神様、羽山様などの拝み講や小さな祭については、もはや復活の見込みはないと考えられている。

上と下で交互に踊られる三匹獅子舞は、それぞれの地区のまとまりや自治の力（「宿」制度もそのひとつである）のうえに、先祖が守ってきたものを絶やさないでつないでいくという当為によって成り立ってきた。

しかし、原発事故後は八幡神社ですら維持が危ぶまれるだけでなく、集落（部落）の氏神様を拝む人も少くなり、拝み講も行われなくなり、場所によつては、神様がいる場所の保全（草刈りなどの環境整備）も難しくなつてゐる。神様のいるところは除染の対象になつたところもあれば、ならなかつたところもある。山木屋には営農に関する民俗が豊かに残つていたが、営農が再開できないと、農事暦のなかで営まれていた民俗も廃れていく。

住民たちが手をかけて維持してきた参道は雑草が生い茂り荒れ果て、鳥居や石仏は傾き朽ち果て、自然消滅の一途を辿つてゐる。

三匹獅子舞の氏子組織の縮小の背後には、地区ごとに保全されてきた講や祭の維持困難があり、それは山林の除染が行われないことや、神様を守っていくだけの部落の力がなくなつたこと、各区で営まれてきた生業の再開が困難であることと関連している。共同で守ってきたものは共同でしか守れない。原発事

故は山木屋地区の民俗を奪ってきたのである。

#### (6) 農事暦とともにあった拝み講（意見書 15～16 頁）

原発事故前の山木屋地区の山は、山土や木の葉の採取などが行われる里山であり、循環型の農業がおこなわれてきた。山の木は棟木や木材となり、冬には狩猟も行われてきた。山の神は春になると田の神になり、田の神は秋の収穫時期を終えると山の神になる。山の神・田の神信仰は山仕事や農耕の衰退で途絶える地域が多いが、原発事故前の山木屋地区では部落のなかで引き継がれてきた。祖先崇拜は農業を主生業として地域に定着するなかで引き継がれてきたものであり、氏神信仰、農業を通してムラ人が一体になってムラを運営するところに生じてきた。祖先を尊び、氏神を祀る民俗が、原発事故前の山木屋地区では旧暦で行われていたのであった。

原発事故後に放置されつつある民俗の神々が教えるのは、山とつながる循環型農業を主生業にしてきた山木屋地区の生活が成り立たなくなってしまったということであり、農作業や拝み講、氏神様の祭を通して密接に結びついてきた人と人とのつながりが奪われてしまったということである。

#### (7) 田んぼリンクと山木屋の誇り（意見書 17～18 頁）

寒冷な気候を利用して、田んぼに水を張ってつくる「絹の里やまきやスケートリンク（田んぼリンク）」は、1984 年から続く冬の風物詩であった。「川俣スケートクラブ」がリンクを管理し、小・中学校の P T A も水撒きに参加した。手作りのスケートリンクからは国体選手が何人も出た。

山木屋は川俣町の中心部より気温が 3～4℃ 低く、冬は -10℃、-15℃ にもなる。そのような気候が田んぼリンクを可能にした。

田んぼリンクでは、山木屋の小・中学生がスケートクラブに入り、競ってスケートを楽しんだ。大人は交代で毎日集まり、リンクの雪を掃き、水を撒きながら交流した。

田んぼリンクは、群馬の嬬恋村にスケートリンクをつくるのを習いに行って始まり、山木屋の子どもたちが国体に行くようになった。

震災前は、賑わいがあり、学校で氷上運動会をやったり、バケツで氷をつく

りアイスキャンドルにしてろうそくを灯したりして、住民同士が交流を深めた。

山木屋の住民らは、厳しい自然環境の中で、自然と関わり、人と人が繋がり、子どもたちの未来を築くために努力してきた。「人づくりは100年の計」と考え、都会にあこがれる子どもではなく、山木屋から外に羽ばたいていく子どもを育てようと、緑の少年団を結成したり、田んぼリンクを運営したりして、時には家業を犠牲にしてでも、人間を育ててきた。

こうして「100年の計」と積み上げてきた人づくりの歩みは、原発事故で途絶してしまった。田んぼリンクを再開しても、山木屋地区には育てるべき「山木屋の子ども」の姿がほとんどない。「緑の少年団」の活動も成立しない。

#### (8) 山を使う農業（意見書18~19頁）

山木屋の「緑の少年団」は、「次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体」で、1990年には、第8回朝日森林文化賞奨励賞も受賞した。

子どもの育成にあたって、田んぼリンクと山林での緑の少年団の活動があつたことは、山木屋地区の風土を考える場合に象徴的である。

山木屋地区の農業は、「山を使う農業」であった。山の土（しみくずれの土）や木の葉は稻の苗や葉たばこの苗を育てるために用いた。いわゆる里山利用である。山木屋では風土に適した農畜産連携の農業が営まれており、堆肥と稻わらを交換する、稻わらや堆肥をもらい手間で返すという場合もあった。

山木屋地区の山は、しばしば「山ではなく丘のようなもの」と表現される。広葉樹の山を伐採してシイタケの榾木を産出する業者も出入りし、農業に適した状態に保たれてきた。

ヤマが除染対象から外れたことで、こうした循環型農業が営めなくなり、山が利用されないまま遷移しはじめている。山に取り残された民俗の神々も藪の中に埋もれつつある。

#### (9) 山木屋の気風（意見書19~20頁）

2022年の冬は寒く、田んぼリンクもいつもより長く利用できた。その間、リ

ンクを管理する山木屋地区の人たちが田んぼ脇の小屋に集まった。賑わいを取り戻そうと活動を続ける住民の目には、「山木屋の子ども」は映らないままである。

リンクの水がすっかりとける3月ともなると、あちこちで散歩をする人も出て来る。原発事故前にはありえなかった風景である。

3月は農作業が始まる時期である。1年の豊作を願う大切な時期であり、拝み講もおこなわれる。女性も掃除やお膳づくり、お酒の準備で忙しい。タバコ農家であれば「土ふるい」や苗床の準備、山での「木の葉さらい」と作業の準備に忙しい。田んぼの種もみの準備も始まる。年をとっても、元気な人は農作業で体を動かしていたから散歩は不要であったし、人との付き合いは「お茶のみ」しながら、「飲み食いしながら」が普通であった。

専業農家同士で集まり、隣近所やマゲ（マケ）と呼ばれる親族関係とも頻繁に交流があった。

草刈りは町からの委託で住民が行っていたが、現在は業者が行っている。「花いっぱい運動」も行われなくなった。

山木屋地区では、講や部落、青年会や老人会などのさまざまな集まりを通した交流が盛んであった。山木屋地区では、かつて、三匹獅子舞を踊れるのは長男だけであった。長男だから山木屋に残らねばならなかつた年代の人は、「山木屋でどれだけ挑戦できるか、それを証明したくてみんなやってきた」と語つた。仕事だけでなく、田んぼリンクをはじめとする地域づくりの挑戦も、そのひとつであった。

だが、原発事故は、山木屋のふるさとの人と自然とのかかわり、人と人とのつながり、そして山木屋のよりよい持続のための地域づくりへの挑戦を台無しにしてしまったのである。

#### (10) 山木屋小中学校の「開校」（意見書 21～22 頁）

1960～70年代にかけて、山木屋小学校の「へき地の児童・生徒に自信をもたせ、可能な能力を引き出す」「山木屋方式」（ラジオ、OHP、TV カメラ、VTR など教育機器を活用した話し合い学習）の教育は高い評価を得た。

山木屋地区の教育への情熱は、1980年代には、地域が主体となって子どもを育てる教育に引き継がれた。春に「緑の少年団」の活動で森（里山）に親しむ子どもたちが、新たに冬の「田んぼリンク」の楽しみを知った頃である。この時期に川俣町教育委員会が開設した山木屋小学校家庭教育学級について、主催者側は「山木屋の方々の人間性の豊かさに驚きを感じ、学習の回を重ねるごとに、ますますそれに厚みが増して参りました」、「本気になって山木屋を考える皆さんのが姿から、今、失われつつある大事な『心』と『郷土愛』を、そして眞の地域人としてのあり方を教えられました」という感想を残している。

山木屋の人々に強い「郷土愛」をみたという語りは、地域の学校としての山木屋小学校の存在意義を考えるうえで示唆的である。山木屋出身であることの誇りを育てる教育は、自然や文化、歴史や生活への誇りを育てる教育であった。出身とは「身が出るところ」と書き、その人間の精神風土となるような地域や集団を意味する。出身は出自に重なる。出自とは、「自らが出するところ」、アイデンティティの根幹である。山木屋に愛着を持って育った子どもたちは、2000年代になると、自分たちのやり方で山木屋の誇りを表現しはじめた。「山木屋太鼓」のグループはその例である。「山木屋太鼓」は2001年、地域に根差す若者の育成と発展を目的に結成して以来、故郷の自然をテーマに曲を創作し活動を続けてきた。

山木屋の人づくり、地域づくりの根幹であった学校も、原発事故によって大きな打撃を受けた。山木屋小学校は山木屋中学校とともに、川俣町内の学校を間借りして授業を続けた。

2016年9月、避難指示解除を見越して、川俣町教育委員会は山木屋小学校・中学校を小中一貫校で再開する方針を示した。校舎の改修を終え、プールを新設した山木屋小中学校は、2018年4月に全校児童・生徒15人で開校したが、僅か1年で小学校が休校となった。中学校は在籍者がいるものの、山木屋地区以外から通学しており、山木屋に縁がない生徒のほうが多くなった。

山木屋小学校は地域の要であった。だが、それは地域の未来を託す地域の子どもたちを育てるからであり、山木屋の子どもたちの存在があったからこそ、

三四獅子舞も田んぼリンクも生き生きとしていた。

本件事故前は、山木屋小中学校に通学する小中学生の姿が見られ、年配者もその姿に心が和んだ。それが事故後は、子どもが戻らず、穏やかな風景は失われ、帰還した年配者の寂しさは、帰還から5年を経てますます深まっている。

#### 4 空虚な復興（意見書22頁）

復興のシンボルだった三四獅子舞の復活、田んぼリンクの再開、山木屋小中学校の再開は、残念ながら、いずれも地域の持続可能性をもたらす状況にない。

上述のとおり、避難前の山木屋地区では、山木屋の伝統と自然を活かし、山木屋出身であることを誇れる人づくり、地域づくりがなされてきた。それゆえ、就学期の子どもを持つ親世代が帰還しない状況は、山木屋地区の場合には、特に深刻な意味を持つ。

全国的にも高く評価されてきた地域ぐるみの教育の真ん中で大人になった世代が、避難指示解除後も戻らない／戻れないということだからである。

若い世代が戻らない理由——表面的な理由ではなく、本質的な理由としての放射能汚染——に向き合わなければ、どんな復興事業も空虚なものとなる。

森林の除染が行われず、安心できる環境が整っていない。「ふるさと剥奪」の根底には、山木屋地区に残された広大な未除染区域への不安や懸念が横たわっている。

#### 5 かかわり、つながり、持続性と永続性の現在（意見書23～25頁）

上述したとおり、「ふるさと剥奪」とは、人が自然とかかわり、人が人とつながり、自分や家族、地域の将来が見通せる状況を奪われてしまったという状況を意味する。

##### （1）人と自然のかかわり

人と自然のかかわりという点では、循環型農業が困難になり、緑の少年団の活動がそうであるように里山での活動ができなくなった。

原発事故により避難指示が出され、突如として村は消滅し、避難指示解除によって帰還するのは老人だけになってしまった。

そのような状況だから、拝んでいた神様のいる場所でさえ、場所によっては山に飲み込まれつつある。「忠魂碑」でこそ「誰も拝みに行けないから」と山から降ろされたが、古墓や氏神、山ノ神はそのままに埋もれていく状況がある。「鉄砲ぶち」が少なくなって、イノシシも増えている。キノコも食べられなくなって、誰も山に行かない。山はどんどん荒れて、誰も行く気がしなくなる。以前は山からとってきたシイタケ、シメジなども、スーパーで買って食べるありさまである。原発事故以前には山に囲まれ自然豊かだった風土の優位性は、2022年現在も奪われたままである。

## (2) 人と人のつながり

人と人とのつながりもやせ細ってしまった。

原発事故後の子どもたちは学校が変わり、環境が変わり、理不尽な苦労をした。その子どもを見ている親も心を痛めてきた。

山木屋は子どもたちが自由奔放に育つていける場所だったが、本件事故による放射能汚染が残る以上、親は子どもを連れて帰還することはない。

山木屋地区に帰還しなくとも、山木屋に通つて草刈りをする人、農業をする人はいる。心は山木屋にあるが、一人では暮らせないから、通うしかない。

家族みんなで暮らしていたとき、隣近所に人がいて交流があったときと違い、高齢者だけで山木屋地区で暮らすことは、年々、心細さが増していく。夏だけ山木屋地区にいて、雪が降ると若い世代のいるところで過ごす人、夫婦で戻ってきたが、片方を亡くし、若い世代のもとに身を寄せるために山木屋地区を離れる人も出てきた。

## (3) 持続性・永続性

山木屋地区には、先祖代々の家や、そこから分家した新宅、戦後に開拓に入った家があるが、ともに行き来し、集まり、飲み食いしながら、歴史や文化をつなげてきた。先祖を大切にし、祭や神事を心の拠り所にして、土地に根を張って生きてきた。

先祖を記憶し、家の歴史、地域の歴史を大切に引き継いできたことは、墓にも示される。山木屋地区には、集落の眺めの良い場所に古墓があり、草刈りや

環境整備が行われてきた。寺にある個々の墓も、単なる個人墓ではなく、家の歴史を確認する墓である。寺の過去帳には何代も前からの繋がりが記録されている。

高齢者の中には、長男だから嫌でも山木屋地区に残らざるを得なかつたという気持ちがあったから、子や孫の世代のため「山木屋育ち」を誇れるような地域づくりに励み、仕事の面でも「山木屋でこれだけのことができる」と胸を張れるような生き方をしてきた者も少なくない。しかし、原発事故後は、「山木屋に戻ってこい」とはとても言える状況ではなくなつた。

経営を安定させ、後継者に恵まれた家も、原発事故後は後継者が戻らなくなり、気の毒な家になってしまった。

このように、原発事故は、祖先の思いを継ぎ、子孫に思いを託しながら生きてきた人々の生きざまを剥ぎ取り、生活、文化、民俗、伝統の持続性を危機に追いやるものであったことがわかる。戦後に開拓（開墾）に入った家のなかには、戦後引き揚げで山木屋を開墾し、原発事故でまた別の土地に避難し続けるところも多くみられる。

原発事故による「ふるさと剥奪」は、昨日今日でつくられた「ふるさと」の剥奪を問題にしているのではない。世代を超えてつくられてきた地域の自然生態系を壊し、長い年月をかけて培ってきた人間関係を奪い取り、人から人へと継承されてきた歴史や文化を剥ぎ取ってきたことを問題にしているのである。

#### 第4 もう一つの被害——レジリエンス（回復力）の収奪（意見書26～30頁）

##### 1 復興実感のない復興事業（意見書 26 頁）

既述した山木屋小中学校の再開と休校をめぐる状況は、地域の復興に寄与しない、からっぽの「復興」事業が行われていることを示唆している。

新たな地域づくりに向けた復興は、避難指示が解除されたときからスタートするはずであった。だが、2019 年の段階では、復興を実感するには遠い状況にあつた。

復興の指標のように見做される帰還者自体が、復興を実感できていない。帰還

後の生活が苦しいという声すらある。山木屋を守ろうと伝統をつなぎ、賑わいの場を維持していこうという、人々のレジリエンス（回復力、災害を克服し前に進もうという力）をサポートするような復興の筋道が描けないまま、復興事業は既定路線で進められ、復興の主体であるはずの人々が置き去りにされていく状況が示されていた。2022年現在、この状況はより複雑で困難な様相を呈している。

## 2 山木屋地区の復興事業の状況（意見書26～28頁）

山木屋の復興事業のリストから透けて見えるのは、ハード中心のインフラ整備事業であった。

農業再開が極めて厳しい環境にあるにもかかわらず、水田用排水路整備事業に34億7千万円、農道や町道、木戸道の舗装など道路整備に20億5千万円が投じられる。主要道路沿いから始まった水田用排水路整備は仮置場の除染土の搬出や事業の入札不調もあって順調には進まず、事業が終わった場所も排水がうまくできないなどの問題があり、思ったほど作付面積を拡大することができない。

幼稚園、小中学校改築費は13億5千万円だが、上述したとおり、山木屋小学校は再開1年で休校している。中学校に在籍中の生徒は山木屋地区の外から通っており、地域のまとまりとなるような中心的な場ではなくなっている。

家屋解体費用の20億円、井戸掘削の8億4千万円、災害公営住宅整備事業の7億円は住民の生活に資するが、原発事故と長期避難の「傷」を覆うための最低限の住環境整備にすぎない。家がなくなって、もうそこの家は戻らないという寂しさは、かつての山木屋地区を知る者でなければ理解され難い。

復興拠点商業施設（とんやの郷）は7億5千万円をかけてオープンしたが、人件費などに復興資金をあてることができないため経営は赤字であり、7億円をかけた復興発電事業（メガソーラー事業）の売電で運営費をまかなっていた。ここには食堂スペースがあるが、はじめに入った店は、利益があがらないと撤退し、2022年現在はNPOが運営を担っている。除染土の搬出や復興事業で車の往来が激しかった時期に利益が出なかったのだから、後続のNPOの経営も順調とはいえない。

産業創生のための事業については、より厳しい状況にある。

花卉生産施設整備事業（アンスリウム栽培ハウス）8億5千万円は、ポリエチレンの培地を用い、コンピューター管理のハウスの中で、アンスリウムという熱帯の花を育てる事業である。だが、こと山木屋は寒冷で降雪もある。燃料費がかかるだけでなく、冬の降雪時にはビニールハウスへの物理的な影響も懸念される。

同様に、粗飼料生産支援事業も、牧草から基準値以上の放射性物質が検出されるリスクを抱え続ける。山林の除染がなされないので、汚染への懸念も続く。そして、うまくいかなかった場合のリスクは事業者である住民が負わなくてはならない。

「2020年東京オリンピックの花にアンスリウムを」という夢が夢に終わり、新型コロナで花の需要が低迷して持続化給付金で食いつないだものの、2021年から2022年にかけての冬の原油高でアンスリウム生産コストは跳ね上がった。山木屋地区外の川俣町での栽培ハウスと比べても、寒冷な山木屋地区での栽培は明らかに高コストとなった。労働力にみあつた収益は得られない状況だった。

粗飼料生産支援事業（牛の餌生産の機械、施設）も、耕作地の管理という以上に、生産性が高く見込める事業ではない。

ここから、復興事業の持続可能性が問題になる。アンスリウムの栽培も、少人数グループによる粗飼料生産支援事業も、放射能汚染された被害地に適した復興事業であるかもしれないが、山木屋の風土に適した持続可能なものとはいえず、むしろ復興事業が原発事故被害地を構造的に搾取している有り様である。

それは、ナオミ・クラインがショック・ドクトリンと呼んだ「惨事便乗型資本主義」を想起させる。惨事便乗型資本主義とは、「壊滅的な出来事が発生した直後、災害処理をまたとない市場チャンスと捉え、公共領域にいっせいに群がる（略）襲撃的行為」のことである。

原発事故による全人的な被害は帰還政策によって回復されるどころか、復興事業によって新たなリスクを抱え込む懸念がある。

地域を復興させようとする帰還者のレジリエンス（回復力）を奪っていくような復興事業は、これまで山木屋地区で暮らしてきた人々の心意気の奪いもある。土地に根づいて暮らしてきた人々は、「戻ったらこうしたい、ああしたい」

と思い描いて避難生活を続けてきた。

山木屋の住民にとっては、リスクはあっても山木屋地区の復興のために何かをしなくてはならない。設備をつくり、補助金を出して住民に担わせるアンスリウムや粗飼料生産という復興事業は、一度、手を出したら簡単にはやめられない。華々しく復興が語られるなかで、復興するはずの帰還者がリスクを背負って利益の出ない事業を担っている。復興事業のリストの賑やかさにもかかわらず、誰も復興したとは思っていない状況をどう捉えればいいのか。

「ふるさと剥奪」は、かかわり、つながり、持続性と永続性の剥奪のみならず、人々のレジリエンスを収奪するというもうひとつの被害を招き寄せている。

### 3 「ショック・ドクトリン」または「開発主義の復興」(意見書29~30頁)

(1) 山木屋地区には、風力発電や太陽光発電の計画も続々と計画されている。

これらは、福島復興の大きな枠組みのなかに位置づけられているが、景観の悪化などを懸念して反対の声もあがっている。

ようやく戻ってきた住民が再びエネルギー資源に振り回されることがあってはならない。

#### (2) 風力発電の問題点

山木屋地区を含む川俣町では、8つの風力発電計画が持ち上がり、うち2つは2020年に事業計画検討が断念された。残る6つは現在も動いている。

風力発電についていえば、楢葉町沖での洋上風力の実証実験の顛末が記憶に新しい。経済産業省の委託事業で、日立製作所や三菱重工業など原発メーカーも加わった「福島洋上風力コンソーシアム」による「浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業」は、再生可能エネルギーによる福島県の風力発電産業の集積と雇用創出を目指すものだった。浜通り地域の産業基盤を再構築する「イノベーション・コスト構想」のエネルギー関連産業プロジェクトにも位置づけられ、新幹線福島駅構内でパネル展示され、楢葉町天神岬には洋上風力の展望コーナーが設置され、復興をアピールしてきた。

通常は予算や権利衝突がネックとなって実現が難しい社会実験が、復興の名のもとに一気に推進され、復興のシンボルに位置づけられた。だが、洋上風力

は採算が合わず、事業化は困難と結論づけられ、事業開始から9年ですべての施設が撤去されることに決まった。

楓葉町ではエネルギー産業に落胆が続いてきた。2016年に新電力会社として設立された福島電力は、登記上、楓葉町に本店をおき、収益の一部を福島復興にあてるというセールスポイントで急成長した。楓葉町が出資する一般社団法人「ならはみらい」も株主として出資したが、設立から2年弱の2018年に倒産した。太陽光発電システムを製造するアンフィニは、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」48億円を用いて2017年に楓葉町に新工場を設立し、60名以上の雇用を創出したが、2021年に負債総額約877億円で倒産した。

復興に寄与するはずだった事業や産業の頓挫は、原発事故からの復興が一筋縄でいかないことを示している。帰還政策を推し進め、元どおりに修復できない地域を新しく作りかえていく試みは、全くの善意によるものだったとしても、結果的に自治体や住民を復興災害にさらし、復興予算と復興意欲を奪っていく。まさに「惨事便乗型資本主義」である。

陸上でも風力発電には問題点が多く指摘されている。原発事故で地域が脆弱化してきた阿武隈高地には、いわき市から南相馬市をつなぐようにして風力発電所建設が計画されており、大規模な風力発電ベルトが出現する青写真が描かれている。計画地に土石流危険渓流が含まれることから計画をめぐって地域内で対立が生まれている例もある（いわき市）。山木屋地区でも風力発電計画があり、山木屋4区からは反対の意志が表明されている。原発事故は「ふるさと剥奪」被害をもたらすにとどまらず、脆弱化した「ふるさと」を大規模開発によって翻弄してきた。

### （3）太陽光発電

山木屋では復興発電事業として既にメガソーラーが建設されているが、営農が再開できない耕作地では、営農型太陽光発電事業を取り入れることも検討されている。川俣町は「川俣町再生可能エネルギー発電設備の適正な配置及び維持管理に関する条例について」を制定し（2022年4月1日施行）、営農型太陽光発電事業導入の準備を進めている。

當農型太陽光発電事業に関しては、既に各地で問題点が指摘されてきた。

災害の発生、施設の放置や倒壊、中途での営農放棄、農村景観の劣化などである。荒廃農地では周辺農地の平均水準の8割以上という単収要件が見直しされたため、山木屋の農地は荒廃農地の活用という扱いになるかもしれない。

いずれにせよ、事業者には檜葉町のように倒産のリスクなどが伴うし、特に外部からの事業者が許可時の計画通りに営農を行わなかった場合、施工不良などのトラブルが生じた場合に、条例がうまく問題解決の調整機能を果たすかどうかは不透明である。

## 第5　まとめ

避難指示解除2年後の2019年に山木屋でみえた「ふるさと剥奪」被害は、それから3年後の2022年には、「復興」という掛け声ではごまかすことができないほど深刻になってきている。

惨事便乗型資本主義は、「人々が精神的なよりどころも物質的な居場所も失って無防備な状況」に陥り、「茫然自失している間に急進的な社会的・経済的改革を進める」（ナオミ・ク萊イン著「ショック・ドクトリン」）。

重大性が適切に認知されないまま、山木屋地区の脆弱性が新たな問題を呼び込もうとしている。被害は被害の連鎖を招く。この鎖を解き、立ち止まって山木屋地区の新しい方向性を見定めるためにも、「ふるさと剥奪」による人権侵害と加害責任について、社会として向き合うことが必要になる。

山木屋の風景について考えるとき、次の言葉が参考になる。

「山の辺の地形がもつ豊富な場所の特性や資質を、何ともさりげなく、どこにも無理を感じさせることなく、無意識にやっているのではないかと思わせる程ごく自然に生かして、日本人の棲息地景観の典型ともいえる景観が山の辺に生み出されてきたのである。日本人はこれほど豊かな景観を山の辺に生みだしてきたのである。日本の地形がもつ場所の特性・資質をあまりにも巧みに生かしきってあまりにも自然であるため、私達はこのような景観の意義を見過ごしてしまったといえないだろうか。この山の辺の棲息地にこそ、実は最も日本的で典型的な景観が存在して

いたのである。(略)

私達は、このあまりにも自然に見える、みずから然りであると同時におのずから然るというような、自足し安定した山の辺景観の意義を、意識的に評価し直し、この宝庫からさまざまことを意識的に学び直していく必要があるのでないだろうか。」(樋口忠彦1993「日本の景観」筑摩書房153-154頁)

「ふるさと剥奪」は、山木屋の人々が生活のなかで日々とつくりあげてきた、かかわり、つながり、持続性や永続性を剥奪してきた。その再生のための一歩は、剥奪されたものを明確にするところからしか始まらない。その残滓からクリエイターが作り出すモノやコトのなかに再生の芽は生まれるのである。

誰のための復興事業かわからないものを重ねて被害と加害の実態をあいまいにするのではなく、加害を明確にして住民の回復力を応援する方向に舵をきることが望まれる。

本件訴訟において、司法にはその先鞭をつける役割が期待されている。

以上